和歌山地方裁判所事務局長　梅村　哲也
京都地方裁判所事務局長を命ずる
大阪家庭裁判所事務局次長　栗山　和昭
和歌山地方裁判所事務局長を命ずる
東京高等裁判所刑事首席書記官　尾崎　裕
東京高等裁判所事務局次長を命ずる
さいたま地方裁判所事務局長　中田　康夫
東京高等裁判所刑事首席書記官を命ずる
司法研修所事務局次長　森田　正則
さいたま地方裁判所事務局長を命ずる
水戸家庭裁判所事務局長　大澤　賢次
司法研修所事務局次長を命ずる
宇都宮地方裁判所刑事首席書記官　橋爪　正行
水戸家庭裁判所事務局長を命ずる
福岡地方裁判所事務局長　平田　和寛
福岡高等裁判所事務局次長を命ずる
那覇地方裁判所事務局長　木村　幹人
福岡地方裁判所事務局長を命ずる
長崎家庭裁判所事務局長　山口　良二
那覇地方裁判所事務局長を命ずる
大分地方裁判所刑事首席書記官　宇都宮富夫
長崎家庭裁判所事務局長を命ずる
仙台地方裁判所事務局長　長崎　泰生
仙台高等裁判所事務局次長を命ずる
仙台家庭裁判所首席書記官　池田　敬
仙台地方裁判所事務局長を命ずる
福島家庭裁判所事務局長　川井　潤
仙台家庭裁判所首席書記官を命ずる
山形地方裁判所事務局長　長沼　忠雄
福島家庭裁判所事務局長を命ずる
仙台高等裁判所民事次席書記官　朝一　圭子
山形地方裁判所事務局長を命ずる
札幌地方裁判所事務局長　鈴木　浩二
札幌高等裁判所事務局次長を命ずる
札幌家庭裁判所事務局長　冏子島　恵
札幌地方裁判所事務局長を命ずる
函館地方裁判所事務局長兼函館家庭裁判所事務局長　加藤　博之
札幌家庭裁判所事務局長を命ずる
釧路家庭裁判所事務局長　井川　雅寛
函館地方裁判所事務局長を命ずる
函館家庭裁判所事務局長に併任する
釧路地方裁判所事務局長　立花　博之
釧路家庭裁判所事務局長に併任する
東京地方裁判所刑事首席書記官　金井　孝夫
裁判所職員総合研修所事務局長を命ずる
千葉家庭裁判所事務局長　継田　剛史
東京地方裁判所刑事首席書記官を命ずる
前橋地方裁判所刑事次席書記官　大田　浩司
千葉家庭裁判所事務局長を命ずる
金沢家庭裁判所事務局長　村上　政司
裁判所職員総合研修所事務局総務課長を命ずる
名古屋家庭裁判所少年首席書記官　松崎　薫
金沢家庭裁判所事務局長を命ずる
大阪簡易裁判所事務部長　西川　浩二
大津地方裁判所事務局長を命ずる
京都家庭裁判所事務局長　島田　幸彦
大阪地方裁判所刑事首席書記官を命ずる
大阪地方裁判所事務局次長　藤井　徹
京都家庭裁判所事務局長を命ずる
富山地方裁判所事務局長　池田　俊彦
名古屋地方裁判所事務局長を命ずる
岐阜地方裁判所刑事首席書記官　廣田　昭彦
富山地方裁判所事務局長を命ずる
長崎地方裁判所事務局長　江頭　誠
福岡地方裁判所民事首席書記官を命ずる
宮崎地方裁判所事務局長兼宮崎家庭裁判所事務局長　黒岩　康彦
長崎地方裁判所事務局長を命ずる
長崎地方裁判所民事首席書記官　吉竹　弘任
宮崎地方裁判所事務局長を命ずる
宮崎家庭裁判所事務局長に併任する
札幌地方裁判所民事首席書記官　山口　桂
札幌高等裁判所民事首席書記官を命ずる
仙台家庭裁判所首席家庭裁判所調査官　工藤　眞仁
最高裁判所家庭審議官を命ずる
横浜地方裁判所小田原支部刑事訟廷管理官　杦山　克彦
最高裁判所判事池上政幸付秘書官を命ずる（以上八月一日）

皇室事項

認証官任命式

八月七日午前十一時五十五分、宮中において、復興副大臣土井亨、内閣府副大臣福田峰之、同松本文明、総務副大臣奥野信亮、総務副大臣兼内閣府副大臣坂井学、法務副大臣兼内閣府副大臣葉梨康弘、外務副大臣中根一幸、同佐藤正久、財務副大臣上野賢一郎、文部科学副大臣丹羽秀樹、厚生労働副大臣高木美智代、同牧原秀樹、農林水産副大臣谷合正明、経済産業副大臣西銘恒三郎、経済産業副大臣兼内閣府副大臣武藤容治、国土交通副大臣牧野京夫、国土交通副大臣兼内閣府副大臣兼復興副大臣秋元司、環境副大臣渡嘉敷奈緒美及び防衛副大臣兼内閣府副大臣山本朋広の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第一項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により公示する。

平成二十九年八月九日

金融庁長官　森　信親

認可日　平成二十九年八月一日

研修規則

第1章　総則

（目的）

第1条　この規則は、貸金業の業務に従事する者の資質の向上により、資金需要者等の利益の保護を図ることを目的として、日本貸金業協会（以下「本協会」という。）が実施する定款第5条第1項第7号に規定する研修について、必要な事項を定める。

（研修の公平、中立及び適正性の確保等）

第2条　本協会は、本協会が実施する研修の公平、中立及び適正性を確保するよう努めるものとする。

（運用細則）

第3条　本協会は、研修の実施に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

第2章　研修委員会

（委員会の設置）

第4条　定款第50条第10項及び第51条第9項の規定に基づき、自主規制会議及び貸金戦略会議のもとに研修委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会）

第5条　委員会は、定款第5条第1項第7号に規定する業務及びその他必要な業務について、自主規制会議若しくは貸金戦略会議の諮問に応じ又は自主規制会議若しくは貸金戦略会議に意見を述べることができる。

（業務）

第6条　委員会の業務は、次の各号に掲げる事項とする。

(1)　研修の基本方針及び各年度の事業計画策定に関する事項

(2)　行政庁又は協会員から受けた要請への対応に関する事項

(3)　研修の実施結果の集計及び分析並びに自主規制会議又は貸金戦略会議に対する報告に関する事項

(4)　研修の公平、中立及び適正性の確保に関する事項

(5)　研修講師の選定に関する事項

(6)　テキスト等、研修を実施するにあたり必要な教材の制作に関する事項

(7)　受講料の額及びその徴収の有無に関する事項

(8)　研修に関する事務を業者に委託する場合における業者の適格性の調査等に関する事項

(9)　研修内容の見直しに関する事項

(10)　前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する研修の目的を達成するために必要な事項

（構成）

第7条　委員会は、自主規制会議又は貸金戦略会議の委員、協会員（法人協会員の場合は、その代表者）、協会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。ただし、自主規制会議の委員から1名以上、貸金戦略会議の委員から1名以上を選任しなければならない。

（委員）

第8条　委員会委員は、理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。なお、委員会委員の候補者の推薦は、「人事推薦合同委員会規則」に定めるところによる。